



働き続ける高齢者を取り巻く社会保険の変化について

今回のあおぞらレターでは、働き続ける高齢者を取り巻く社会保険関連の動向についてご案内いたします。国は労働力確保のため、60歳以降も高齢者が働きやすくなるように様々な施策を行ってきています。企業が雇用する60歳以降の高齢者の処遇を考える際に、本人の収入に影響する社会保険のうち、近年変更があったものから、今後変更するものまでをまとめてご案内いたします。



雇用保険関連

● 65歳以降も雇用保険への加入義務付け（2017年1月～）

65歳以降、新たに就労した場合でも雇用保険の被保険者になります。

● 65歳以降で複数の事業所に雇用される労働者の加入特例

（マルチジョブホルダー制度）（2022年1月～）

2つの事業所（週所定5時間以上等）と労働時間を合計して、雇用保険の加入要件を満たした場合に本人がハローワークに申し出ると雇用保険の被保険者になります。

※65歳以降に雇用保険に加入した場合でも、高年齢求職者給付金に加え、教育訓練給付、介護休業給付等の給付の対象となります。

● 高年齢雇用継続給付の給付率縮小（2025年4月～）

高年齢雇用継続給付の給付率が現在の最大15%から10%に縮小されます。2025年4月以降は、60歳以降の賃金を60歳時点の賃金と比較し61%未満の場合に、給付金は60歳以降に支給される賃金の10%となります。

厚生年金関連

● 60歳代前半（60～64歳）の在職老齢年金制度の見直し（2022年4月～）

60歳代前半（60～64歳）で厚生年金に加入し年金を受給している場合、65歳以降と同様に年金と賃金の合計額が「47万円」（2022年4月現在）を上回ると年金が減額されるように改定されました。従前は、60歳代前半の場合に年金と賃金の合計が「28万円」を上回ると年金が減額されていました。

● 在職定時改定の導入（2022年4月～）

65歳以降も老齢厚生年金を受給しながら厚生年金に加入している場合、毎年10月に加入期間に応じて受け取る年金額が増額される仕組みになりました。（70歳まで）

従前は、会社を退職しないと年金額が改定されませんでした。



その他

● 年金の受給開始上限年齢が拡大しました。（2022年4月～）

従前は、繰り下げ可能な年齢は70歳まででしたが、75歳まで可能となりました。

● 国は65歳以降の高齢者を雇い続ける企業に対して、

「65歳超雇用推進助成金（2022年現在）」などの助成金を支給し、継続雇用を促進しています。

